公益社団法人日本水環境学会
機関誌著作権規程

制定 平成 20 年 5 月 20 日
改定 平成 20 年 8 月 6 日
改定 平成 24 年 4 月 1 日
改定 平成 25 年 3 月 12 日
改定 平成 25 年 5 月 20 日
改定 平成 27 年 1 月 1 日
改定 令和元(2019)年 5 月 29 日

(目的)
第 1 条 この規程は、本会が発刊する機関誌「水環境学会誌」及び「Journal of Water and Environment Technology(以下、「JWET 誌」と称す)」に掲載された研究論文、ノート、総合論文、技術論文、調査論文、総説、討議、特集企画記事等(以下、「著作物」と称す)に関する著作者及び本会との間における著作権の帰属を取り決めるものである。

(著作権の帰属)
第 2 条 機関誌に掲載された著作物に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む)は、本規程により、本会に帰属する。著作者は、著作物の原稿提出時に、別に定める「著作権譲渡書」に所定事項を記入して提出しなければならない。ただし、投稿または寄稿された著作物が機関誌に掲載されないことが決定された場合、該当する著作権譲渡書は無効となる。特別な事情により著作権が本会に帰属することが困難な場合には、著作者からの申し出により著作者と本会の協議の上、措置する。

2 前項にかかわらず、JWET 誌に令和元(2019)年 7 月 1 日以降に投稿されその後同誌に掲載されるに至った論文については、著作権は著作者に帰属する。また、令和元(2019)年 6 月 30 日以前に投稿され JWET 誌 Vol. 17, No. 5 以降に掲載される論文については、前項を適用し著作権を本会に帰属させるか、著作権を著作者に帰属させるかのいずれかを、著作者が選択するものとする。

3 第 2 項において著作権を著作者が有する場合、本学会は著作者と出版契約(License to Publish)を結んだ上で出版するものとする。

(著作者の権利)
第 3 条 著作者人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)は著作者に帰属するものとする。
2 本会が著作権を有する著作物を、著作者自身が教育、研究、普及等の非営利目的で利用することに対し、本会はこれに異議申し立て、もしくは妨げることをしない。なお、利用は無償とする。
3 本会が著作権を有する著作物を、著作者自身が営利目的で利用しようとする場合、著作者は本会に事前に申し出を行った上、利用された複製物あるいは著作物中に本会の出版物にかかる出典を明記することとする。ただし、4 項にかかわる利用及び著作権法第 35 条(学校その他の教育機関における複製等)に関しては本会に申し出ることなく利用できる。

4 著作者は、著作者個人のウェブサイト(著作者所属組織のサイトを含む)において、 掲載された論文等の著作物を掲載することができる。ただし、掲載に際して本会の機関誌にかかる出典を明記しなければならない。

(著作者の義務)
第 4 条 機関誌に掲載された著作物の内容については著作者が責任を負うものであり、他者の著作物から転載する場合は、著作者が転載の許諾を得るものとする。
2 本会発行の出版物に掲載された著作物が第三者の著作権その他の権利及び利益の侵害問題を生じさせた場合、当該著作物の著作者が一切の責任を負う。

(不行使特約)
第 5 条 著作者は、以下各号に該当する場合、本会と本会が許諾する者に対して、著作者人格権を行使しないものとする。

(1)電子的配布における技術的問題に伴う改変
(2)アブストラクトのみを抽出して利用

(第三者への利用許諾)
第 6 条 本会が著作権を有する著作物に関して第三者から著作物の利用許諾要請があった場合、本会は本会編集委員会において審議し、適当と認めたものについて許諾することができる。この場合、本会は著作者に著作物利用の概要を速やかに通知する。
2 前項の措置によって第三者から本会に対価の支払いがあった場合には、その対価は原則として本会に帰属する。

(著作権侵害及び紛争処理)
第 7 条 本会が著作権を有する著作物に対して第三者による著作権侵害(あるいは侵害の疑い)があった場合、本会と著作者が対応について協議し、解決を図るものとする。
2 第 4 条 2 項にかかわる紛争によって本会に損害が生じた場合、当該著作者は本会に対して当該損害を補填するものとする。

(規程の改廃)
第 8 条 本規程を改廃する場合は、理事会の承認を得て行うものとする。

(規程実施に必要な事項)
第 9 条 本規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則
この規程は、令和元(2019) 年 5 月 29 日から施行する。